

第5次病院構造改革推進方策 改定案

についてご意見を募集しています。

1. パブリックコメント実施の背景・目的

- 1 本県病院事業では、第5次病院構造改革推進方策（以下「推進方策」と言います。）のもと施策を展開しておりますが、この度、厳しい経営状況を踏まえて令和6年度に立ち上げた外部有識者による委員会である①兵庫県立病院経営対策委員会、②兵庫県立粒子線医療センターのあり方検討委員会から報告書が提出されました。
- 2 ついては、各委員会から頂いた提言を踏まえ、推進方策の改定案を策定しましたので、県民の皆様からのご意見を募集します。
なお、改定案において、粒子線医療センターは令和9年度末までに現地施設での治療を停止することを方針としてお示ししております。
- 3 いただいたご意見・ご提案については、推進方策の改定にあたり参考にするとともに、最終決定した改定後の推進方策と併せ、ご意見等の概要及びこれに対する県の考え方を発表します。

2. 概要-改定内容

● 兵庫県立病院経営対策関連の改定について

県立病院経営対策委員会からの提言を踏まえ、以下のとおり改定します。

(改定前)

推進方策期間中の経常黒字化が困難と見込まれる病院の抜本的な経営改善方策を検討・実施する。



(改定後)

外部有識者からなる「県立病院経営対策委員会」で検討した、病棟の一時休止、新病院の段階的オープン、職員配置の適正化等の収支改善策を着実に実施する。

※併せて、収支改善対策を反映した令和10年度までの収支見込を新たに追加します。

● 兵庫県立粒子線医療センター関連の改定について

粒子線医療センターのあり方検討委員会からの提言を踏まえ、以下のとおり改定します。

(改定前)

特に粒子線医療センターは、外部有識者含む検討会を早期に立上げ、経常赤字の解消に向けた今後のあり方の検討、具体策に着手する。



(改定後)

粒子線医療センターは、「粒子線医療センターのあり方検討委員会」からの提言を踏まえ、施設の保守契約期限である令和9年度末までに現地施設での治療を停止することとし、今後、県民への粒子線治療機会を確保するための方策を検討する。

3. 意見を募集する期間（延長しました）

令和7年6月16日（月）から令和7年8月8日（金）まで〔必着〕

4. ご意見・ご提案の提出

(1)提出方法

- ア 記載様式は自由です。（よろしければ下部スペースにご記入の上、送付いただいてもかまいません。）
- イ 提出いただいたご意見等の内容確認のため、こちらから照会させていただく場合がありますので、住所(所在地)、名前(団体名)、電話番号のご記入をお願いします。
- ウ 下記の提出先まで、電子メール、FAX、郵送により送付してください。
なお、お電話でのご意見等の提出はご遠慮いただいておりますのでご了承ください。

(2)提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県病院局企画課 企画調整班
FAX：078-351-2883/電子メール:byouinkikakuka@pref.hyogo.lg.jp

●「第5次病院構造改革推進方策 改定案」についてのご意見・ご提案

※上記で書ききれない場合は、どのような用紙をお使いいただいたても結構です。

住所	
氏名	電話番号

5. 詳しい資料の閲覧方法

(1)インターネット

兵庫県庁ホームページ（病院局のページ）に記載しています。
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/bk01/daigojikaitei.html>

(2)病院局、県立粒子線医療センター、県民情報センター及び地域県民情報センター

- ・病院局企画課（神戸市中央区下山手通5-10-1 県庁1号館12階）
- ・県立粒子線医療センター総務課（たつの市新宮町光都1丁目2-1）
- ・県民情報センター（神戸市中央区下山手通5-10-1 県庁1号館1階）
- ・各地域県民情報センター（神戸県民センターを除く各地域の県民局・県民センター内）

(3)郵送

改定に関する資料の郵送をご希望の方は、宛先（送付先）を記入し、270円の郵便切手を貼った、定形外封筒を4(2)記載の提出先まで送付してください。

※なお、お送りする資料は「第5次病院構造改革推進方策の改定案（概要説明）」のみであり、その他の参考資料はお送りできませんのでご了承ください。(2)の各場所では、参考資料を含めてすべての資料が御覧いただけます。

【パブリックコメントに関するお問い合わせ先】

4(2)記載の電子メールもしくは、TEL：078-362-3299（兵庫県病院局企画課）